

旅館業法等が改正されました (令和5年12月13日～)



兵庫県マスコットはばタン

1 宿泊拒否事由の見直し

宿泊を拒むことができる事由が以下のとおり見直されました。

- ① **特定感染症の患者等であるとき (変更)**
- ② 賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
- ③ **負担が過重で、他の宿泊者へのサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求※1を繰り返したとき (追加)**
 - ※1 ア 宿泊料の減額等、実現が容易でない要求
(障害による社会的障壁の除去を求める場合を除く)
【具体例】 不当な割引・アップグレードや、土下座等を繰り返し要求
 - イ 粗野・乱暴な言動等があり、通常以上の労力が必要となる要求
(営業者が障害による不当な差別的取扱いを行ったことに起因する場合等を除く)
【具体例】 従業員に対し、長時間にわたり不当な要求を繰り返す
- ④ **宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が定める事由※2**
 - ※2 ア 宿泊料を支払う能力がない場合
 - イ 身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがある場合
 - ウ 泥酔し、又は言動が著しく異状で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがある場合



※ みだりに宿泊を拒むことの禁止

- ア 旅館業の公共性を踏まえ、宿泊しようとする者の状況等に配慮し、みだりに宿泊を拒むことがないようにすること
- イ 宿泊を拒む場合には、上記①～④のいずれに該当するか客観的に判断し、相手方に理由を説明できること
- ウ 当分の間、①または③により宿泊を拒んだときは、以下を記録しておくこと(3年間保存)
 - ・ 宿泊を拒んだ理由、日時
 - ・ 拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名
 - ・ ③の場合は、宿泊を拒むまでの経過の概要 等

⇒裏面へ続く

2 感染症のまん延防止対策について

特定感染症※が国内で発生している期間に限り、感染防止に必要な協力等を求めることができますこととなりました。

※ 特定感染症
一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち、入院等の規定が適用されるもの

協力の求めの内容	有症状者・特定接触者	特定感染症の患者等	他の宿泊者
①医師の診断の結果や症状が特定感染症以外によることの報告	○	—	—
②客室等での待機	○	○	—
③健康状態等の確認	○	○	○
④感染症法等で感染防止対策として求められた措置	○	○	○

3 従業員の研修について

営業者は、従業員に対し、研修の機会を与えるよう努めなければならないと規定されました。

【研修内容】 ※詳細は指針・研修ツール参照

- ✓ 特定感染症まん延防止対策の適切な実施について
- ✓ 高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供について 等



指針等



研修ツール

4 宿泊者名簿の記載項目の見直し

宿泊者名簿に記載する項目を以下のとおり改正しました(名簿は3年間保管)。

	改正前	改正後
法	氏名	氏名
	住所	住所
	職業	—
	—	連絡先
省令	国籍※	国籍※
	旅券番号※	旅券番号※
県規則	客室名	客室名
	到着年月日	到着年月日
	出発年月日	出発年月日
	性別	—
	年齢	年齢



※ 日本国内に住所を有しない外国人であるとき